

## 「日本語教育コンテンツ共有化システム整備の基本的な考え方（素案）」 に対する委員コメントについて

○先に意見照会を行ったところ、各委員より提出されたコメントは以下のとおり。

### 4. 運用の考え方について

- ・アウトソーシングする運用主体はどのような性格の組織・機関になるのか。  
→システムの保守・運用は民間サーバホスティング事業者を想定。データの更新は、文化庁国語課が関係機関（コンテンツ保有者）の協力を得て行う。
- ・新しいコンテンツを継続的に増やすことも必要だがその仕事をどこがやるのか。  
→コンテンツの追加（書誌情報の登録依頼・管理）は関係機関（コンテンツ保有者）の協力を得て文化庁国語課が行う予定。

### 5.（1）書誌情報の登録の対象について

- ・日本語 eラーニング教材は少ないので、有料コンテンツを排除する必要はないのではないか。  
→営利を目的としたものを国が宣伝することとなることを懸念したため、現在のところ広く一般利用できる無料コンテンツを想定している。

### 5.（4）想定する登録件数について

- ・具体的にはどこの（どれくらいの数の）どのようなコンテンツが登録される見込みなのか。  
→システム稼働開始時には、日本語教育関係機関、大学、自治体、国際交流協会等が所有する教材、素材、指導者用資料等のうち、許可が得られたものについて、約 1,500 件の登録を想定。以降は年間 50~100 件程度の追加・更新を見込んでいる。

### その他

- ・教材・素材をネット上で提供するだけではあまり利用されないのではないか。利用を促すための仕組み、それを推進する人の配置が必要ではないか。
- ・コンテンツが増えていることを利用者に知らせたり、利用方法の具体例を提示するなど、利用を促す仕組みはどうか。
- ・システムを活用してもらうための予算も確保しないと、システムだけでは新しい教材開発を促すことは難しいだろう。
- ・システムを活用してもらうための方法をもっと基本方針に書き込んでどうか。  
→「文化庁日本語教育大会」等において周知活動を実施するとともに、今後設置予定である日本語教育関係団体が参集する「日本語教育推進会議」において、本システムや登録コンテンツの活用を促すための取組について検討を行い、その枠組みを整備することとしたい。また、平成 25 年度概算要求におけるシステム普及のための予算確保に努めたい。

- ・共有化の際の著作権を国語課で管理するのは、抵抗が大きい可能性がある。著作権は現有の機関に置いたままで情報のリンクと提供のみを管理するのが予算的にも少なく済むのではないか。

→本システムは御指摘の方法での運用を想定しており、文化庁はコンテンツ著作権所有者に対して、コンテンツの書誌情報の登録・公開を依頼し、登録の許可が得られた書誌情報の管理を行う。コンテンツ本体およびその著作権は、引き続き所有者が保有することとなる。

- ・「生活者としての外国人」の教材等の公開に関して、評価のポートフォリオを電子媒体で保存でき、パスワード等によって管理できる体制を整える必要があるのではないか。その際に、このシステムが負うべき役割も大きいのではないか。

→本システムに登録する情報は、コンテンツの書誌情報（及び一部のコンテンツ本体）に限るものとし、個人情報が含まれるものについては取り扱わない。